

函館市男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月27日

函館市長 大 泉 潤

### 函館市規則第33号

函館市男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 函館市男女共同参画推進条例施行規則（平成17年函館市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第13条第1項」を「第17条第1項」に、「第14条第1項」を「第18条第1項」に改める。

第2条 函館市男女共同参画推進条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第17条第1項」を「第23条第1項」に、「第18条第1項」を「第24条第1項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）の施行の日から施行する。